

豊川市立御津中学校いじめ防止基本方針

豊川市立御津中学校

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

- 平成18年度文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。起こった場所は学校の内外を問わない。

本調査において個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。

- 「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

① いじめは、どの学校・どの学級でも起こり得るものである。

② いじめ問題に全く無関係な生徒はいない。

③ いじめは、人間として許されない、卑怯な行為である。

※けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあることを認識する。(2018.4改定)

(3) 基本姿勢

① 生徒一人一人の自己有用感や自己存在感を高め自尊感情を育むとともに、自己指導力や自己統制力を育成する。

② 人権教育を推進する。

③ あらゆる機会や場面を通して生徒をとらえ、職員間の情報交換を密にする。

④ いじめを許さない、見過ごさない学級づくりや校内の雰囲気づくりをする。

⑤ いじめの早期発見のために、様々な手だてを講ずる。

⑥ いじめを発見した場合は、組織的に早期に対応し、毅然とした態度で指導する。

⑦ いじめの早期解決に向け、当該生徒の安全を保障するとともに、各種機関や専門家と連携して、解決にあたる。

⑧ 学校や家庭、地域、が協力して解決にあたり、再発防止に努める。

2 いじめ防止対策組織

(1) 生徒指導部会

校長、教頭、校務、生徒指導主事、保健主事、各学年の生徒指導担当者、養護教諭の10名で情報交換を実施し、いじめ問題を含む生徒指導上の問題行動について、週1回話し合う。必要に応じて、スクールカウンセラーなど心理の専門家を加える。

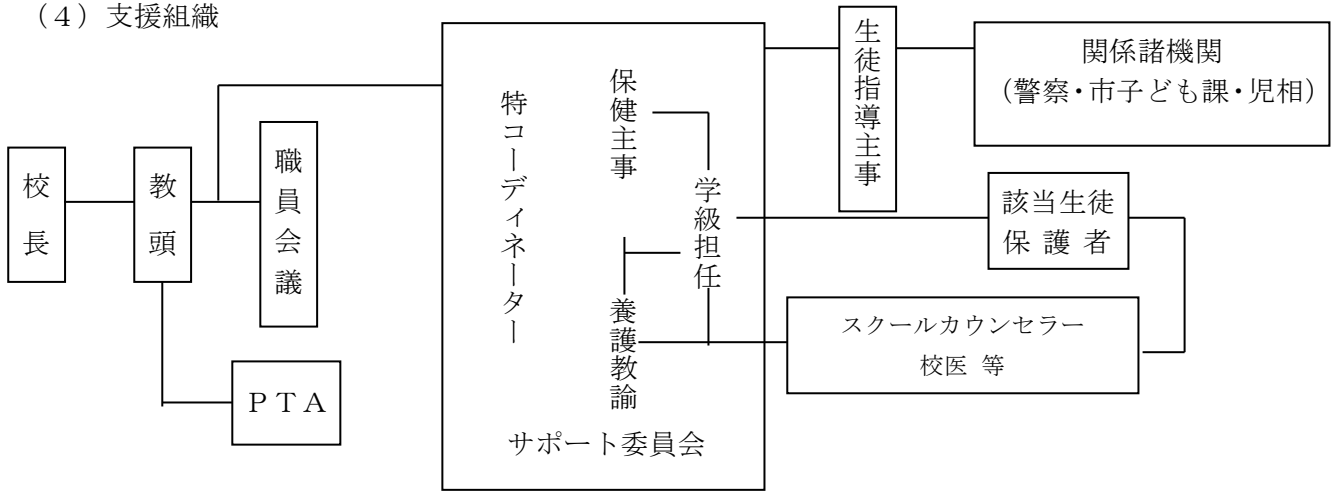
(2) いじめ・不登校対策委員会

校長、教頭、教務、校務、養護教諭、生徒指導主事、保健主事、学年主任の10名でいじめ防止に関する取組について、適時的に開催して話し合う。必要に応じて、スクールカウンセラーなど心理の専門家を加える。

(3) 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めに「いじめ防止基本方針」の周知と共通理解を図る。
- ・学校生活アンケートや教育相談等の結果を集約、分析、対策の検討を行う。
- ・いじめ防止等のための現職研修を実施する。

(4) 支援組織



3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

(1) 支援体制の確立

- ・サポート委員会やいじめ・不登校対策委員会において、問題の実態をとらえ、具体的な対応策を検討するとともに、必要に応じて専門機関との連携を図る。
- ・事例研究や情報交換を定例化し、共通理解の下で全職員による協力体制を確立するとともに、教師自身の資質の向上に努める。
- ・PTAと連携し、いじめ根絶に向けた地域ぐるみの活動を推進する。

(2) 問題の早期発見と実態把握

- ・健康観察表、生活ノート、学校生活アンケート、定期教育相談等により生徒の実態把握に努め、生徒の行動の変化や心の動きを敏感にとらえる。
- ・欠席や遅刻の状況とその原因を把握し、いじめや不登校の早期発見、早期対応を図る。

(3) 道徳、学級活動の充実

- ・構成的グループエンカウンターやピアサポート等の実践に積極的に取り組み、生徒が安心して、居場所があると感じられる学級づくりを、学校体制で進める。
- ・正義、勇気、思いやりなどの価値観を高める指導を計画的に行う。

(4) 教育相談の充実

- ・定期的（学期2回程度）に教育相談アンケートを実施し、悩みをもつ生徒の支援を行う。
- ・スクールカウンセラーとのかかわりを積極的にもち、悩みをもつ生徒、保護者、教師の支援を連携して行う。

(5) 外部の相談窓口を日頃から周知する

いじめ相談窓口(市教委)	0533-88-8041	豊川市少年愛護センター	0533-84-5756
東三河児童障害者相談センター	0532-54-6465	ヤングテレホン(県警本部)	052-951-7867
子ども SOS ホットライン 24	052-261-9671	いじめホットライン(県教委)	0570-078310
県教育センター 教育相談	0561-38-2217		

(6) 学校評価等の改善

- ・いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を評価項目に位置づけ、取組の改善を図る。
(2018.4 改定)

(7) 組織的に早期に対応し、毅然とした態度で指導

- ・いじめを発見した場合は、学級担任や部活動顧問等のみで抱え込むことなく、いじめ・不登校対策委員会や生徒指導部会、運営委員会等で協議し、的確な役割分担をして対応し、いじめ問題の解決にあたる。
- ・加害生徒に対しては毅然とした態度で指導する。また、加害生徒ばかりでなく、傍観者や聴衆と言われる立場の生徒にもいじているのと同様であることを理解させ指導する。
- ・重大な事案（生命・心身または財産に重大な被害、相当期間にわたり被害生徒が欠席、多人数によるいじめが相当期間継続）については、教育委員会へ発生の報告をするとともに、事実関係を明確にするための調査を実施し、いじめをうけた児童生徒及びその保護者へ適切な情報提供を行う。

- ・いじめ問題が解決しても継続的に観察、声かけ、面談などを行い、立ち直りにむけて支援する。
少なくとも3か月を目安として経過観察を行う。(2018.4改定)

4 取組の年間計画 (2018.4改定)

	いじめ・不登校対策委員会 (定例・臨時)	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との 連携
4月	・「学校いじめ基本方針」の内容の確認、方針について	・UI教室、SCの生徒・保護者への周知 ・学級、学年開き ・1年生を迎える会 ・教職員研修	・いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ・身体測定	・学校ホームページにて「学校いじめ防止基本方針」の周知 ・家庭訪問 ・学校公開
5月			・学校生活アンケート実施 ・教育相談週間	・学校公開
6月	・実態確認、対応の確認	・1年保健指導 ・学校保健委員会 ・スマホ安全教室	・学校生活アンケート実施 ・教育相談週間	・PTA あいさつ運動
7月				・保護者会
8月		・教職員研修		
9月	・実態確認、対応の確認	・いいとこみつけ	・身体測定	
10月		・体育祭	・学校生活アンケート実施 ・教育相談週間	・学校公開 ・PTA あいさつ運動
11月	・実態確認、対応の確認	・2年職場体験・薬物乱用防止教室	・学校生活アンケート実施 ・教育相談週間	
12月	・全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	・人権週間 ・教職員研修		・保護者への学校評価アンケート ・保護者会
1月	・実態確認、対応の確認		・身体測定	・学校公開 ・学校運営協議会 ・学校保健委員会 ・3年保護者会
2月		・入学説明会 ・2年救命救急法	・学校生活アンケート実施 ・教育相談週間	・PTA あいさつ運動
3月	・「学校いじめ基本方針」の見直し	・3年生を送る会	・学校生活アンケートの保存	・学校評価アンケートの公表
通年	・校内のいじめに関する情報の収集 ・対応策の検討 ・「生徒指導部会」における情報収集(週1回)	・分かる授業の充実 ・道徳教育の充実	・健康観察の実施 ・SCによる相談 ・生活ノート記入	・あいさつ運動